

申告相談が始まります

【申告相談カレンダー（市内）】

■ 問合せ先：税務課市民税係 ☎内線 1183～1185

※各会場の開錠は8:00です。
※午前中の受付が100人になり
次第午後の受付を開始します。

会場および 時間	あじさい館第一会議室 (※会場の都合により、霞ヶ浦庁舎での申告相談は行ないません)		千代田庁舎防災 センター2階会議室	中央出張所 2階研修室
	9:00～11:30	13:00～16:00	9:00～11:30 13:00～16:00	9:00～11:30 13:00～16:00
平成19年				
2月14日(水)	還付申告のみ			還付申告のみ
2月15日(木)				
2月16日(金)	風返、高賀津、平、宮下	北ノ坊、中道、富士見台		市内全地区
2月17日(土)	市内全地区			市内全地区
2月19日(月)	田子内東、田子内西、 小津、新屋敷	柏崎先浜、柏崎下宿、柏崎横町	七会地区	
2月20日(火)	柏崎上宿、小常、田端、 出戸、芝久保	下高野、下軽部、富士寮		
2月21日(水)	赤塚東、赤塚西、松本、島ノ内	崎浜、加茂団地、平川、御殿		
2月22日(木)	川尻、内加茂、戸崎原	戸崎、大前、田宿	下稻吉・稻吉地区	
2月23日(金)	西原、深谷中台、男神、上大堤、 三ツ木、教職員住宅、日大寮	深谷一、深谷二、深谷三、 深谷団地、筑見		
2月25日(日)	市内全地区			市内全地区
2月26日(月)	深谷上郷、深谷下郷、 四ヶ村、堤	下原、毘沙門堂、八千代台、 牧ノ内	稻吉東、稻吉南、 角来	
2月27日(火)	幕田、南根本、大成、 牧ノ内第二	大和田第一、第二、第三、第四、 サンシャインつくば		
2月28日(水)	東房中、西房中、上高谷第2、 上高谷第3、宮馬場、千鳥ヶ丘	八田、兵庫峰、浜、 緑ヶ丘、霞台		
3月1日(木)	牛渡有河、牛渡下郷、 牛渡上郷、上高谷	根山、柳梅、外葉、 松崎、心道学園	志筑地区	
3月2日(金)	西成井上宿、西成井下宿、 西成井横町、上軽部、 東京製綱筑波寮	堂山、馬場、馬場山、小原、 巽台、酒井住宅、原巻		
3月5日(月)	天王町、金川、荻平、荻平本郷、 新宿、三ツ谷風返、巾木免	飯岡、天神、天神第一、 ピン天神、かんだつ住宅		
3月6日(火)	新生、神立開拓、共栄、 大和、希望ヶ丘	三晃アパート、鹿ノ山、鹿ノ山二、 鹿ノ山三、東宝ランド、南野	新治地区	
3月7日(水)	坂東、大平、上東、二ノ宮、 大寿	坂有河、西方、折越、 志戸崎西一、志戸崎西二		
3月8日(木)	志戸崎西三、志戸崎中、 志戸崎東一、志戸崎東二	横須賀、根本前原、 北前原、後路		
3月9日(金)	山田、石田、沖ノ内	上根、田伏中台、霞		
3月12日(月) ～3月15日(木)	市内全地区			市内全地区

お願い事項

- ★地区割の指定日に都合が悪い方は、期間内の都合の良い日、都合の良い場所で申告してください。
- ★申告期間中、市役所税務課窓口での申告受付は行なっておりませんのでご了承ください。
- ★青色申告・過年度申告・消費税・贈与税・相続税・譲渡所得（株・不動産などを売った所得）・先物取引等・雑損控除（盗難・災害による損失）・外国人の方など高度な判断を要する確定申告は、税務署で申告をお願いします。（詳細は、土浦税務署 ☎029-822-1100）
- ★市では、市・県民税の申告書、各種収支内訳書（農業・一般・不動産）は送付しませんので、自主申告をされる方は、市役所各庁舎・各出張所の窓口でお受け取りください。

【申告相談カレンダー（市外）】

■ 問合せ先：土浦税務署 ☎029-822-1100
税理士会土浦支部 ☎029-824-5055

会場および 時間	土浦税務署（※車で の来署はご遠慮願います。）	税理士会（※還付と消 費税申告は場所が違います。）
平成19年	9:00～12:15 13:00～17:00	9:15～11:00 13:00～15:00
2月1日(木) ～2月12日(月)	還付申告のみ (※土日祝日を除く)	
2月13日(火)		
2月14日(水)	全地区	還付申告のみ (税理士会税務相談所)
2月15日(木)		還付申告(税務相談所) ・消費税(土浦税務署)
2月16日(金)		
2月18日(日)		
2月19日(月)		
2月20日(火)		
2月21日(水)		還付申告(税務相談所) ・消費税(土浦税務署)
2月22日(木)		
2月23日(金)		
2月25日(日)		
2月26日(月)		還付申告(税務相談所) ・消費税(土浦税務署)
2月27日(火)		
2月28日(水)		
3月1日(木)		
3月2日(金)		
3月5日(月)		
3月6日(火)		
3月7日(水)		
3月8日(木)		
3月9日(金)		
3月12日(月) ～3月15日(木)		

知っておきたい！ 平成19年度からの税負担は 次のように変わる

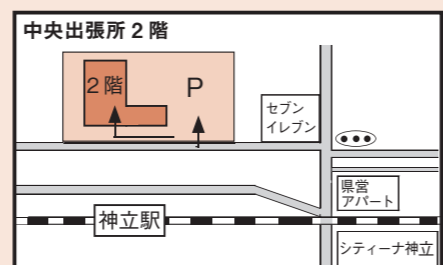
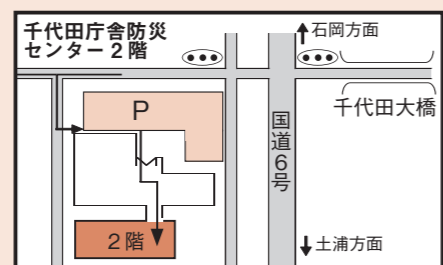
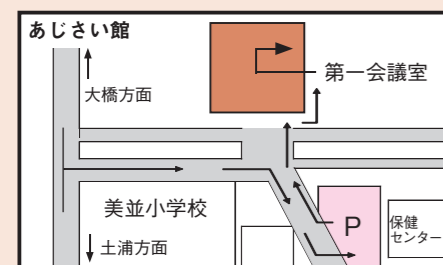
改正点

- ①所得税の所得割率が所得額によって6段階に細分化、住民税の所得割率が10%に統一。⇒ **税負担** ➡
 - ②所得税の定率減税控除が20%→10%、住民税が廃止。⇒ **税負担** ⬆
 - ③65歳以上で前年の合計所得金額が125万円（公的年金収入金額245万円）以下の方の個人住民税の非課税措置が、平成18年度以降、段階的に廃止。⇒ **税負担徐々に** ⬆
- [65歳以上非課税の経過措置]

年度	種類	経過措置の内容
18	均等割	本来の税額の2/3が減額、 市民税1,000円、県民税 300円が課税(1,300円)
	所得割	本来の税額の2/3が減額、 1/3が課税
19	均等割	本来の税額の1/3が減額、 市民税2,000円、県民税 600円が課税(2,600円)
	所得割	本来の税額の1/3が減額、 2/3が課税
20	均等割	本来の税額、市民税3,000 円、県民税1,000円が課 税(4,000円)
	所得割	本来の税額が課税

改正時期

給与 所得者	所得税	1月から源泉徴収額が減
	住民税	6月から納付額が増
年金 受給者	所得税	2月から源泉徴収額が減
	住民税	6月から納付額が増
事業 所得者	所得税	H20年の確定申告から減
	住民税	6月から納付額が増



税務相談 各会場 案内図



申告相談の前にご確認ください

《忘れずに申しましょう》

申告をしないと、非課税証明書・所得証明書などの交付や、各種手当の支給が受けられなくなる場合があります。また、申告内容は、国民健康保険税・老齢福祉年金・介護保険・障害基礎年金・保育料などの審査手続きの基礎資料として必要となります。対象となる方は、必ず申告をしましょう。

《申告対象者（次のいずれかに該当する方）》

- ① 給与所得者で、勤務先からの給与支払報告書が市税務課に提出されていない方。
- ② 主たる給与のほか収入のある方。
- ③ 農業・営業・不動産・利子・配当・年金・雑・一時譲渡などの所得や、原稿料・講演料などの収入があった方。
- ④ 自作・他作にかかわらず耕作収入があった場合は、収支計算による農業所得の申告が必要です。なお、出荷しなくても収穫があった場合には、農業所得が生じます。
- ⑤ 収入がなくても、市内在住で申告をされる方の扶養になっていない場合には申告が必要です。なお、扶養になっている方でも、申告者が市外に居住されている場合（単身赴任など）には申告が必要です。

《申告相談の際に持参するものと留意事項》

- ① 印鑑、（税務署からの所得税確定申告書が届いている場合は）所得税確定申告書
- ② 市内に住民票のない家族を扶養対象とする場合は、対象者の住所・氏名・生年月日および家族関係が明らかとなるもの。
- ③ 平成18年中に支払った社会保険料控除（国民年金保険料）控除証明書
- ④ 生命保険料控除や損害保険料控除のある方は、支払保険料の証明
- ⑤ 事業所得、農業所得、不動産所得などを申告される方は、必ず「収支計算書」を記入のうえ持参して下さい。
- ⑥ 農業所得に関しては、平成18年分からすべての方が収支計算となりますので、必ず「収支計算書」に記入のうえ持参して下さい。（※「収支内訳書（農業所得用）」の用紙は、市役所各庁舎

各出張所のほか、農協・漁協窓口を設置しています）

- ⑦ 収支計算書に固定資産税を経費として計上する場合には、固定資産税領収書と課税明細書をご利用ください。
- ⑧ 医療費控除を受ける方は医療費の領収書（原本）※領収書は日付（H18.1.1～H18.12.31）を確認のうえ、受診者別・病院別に集計してきてください。また、社会保険から支給された療養費など、保険金による補てん金がある場合は、補てん金額などを調べてきてください。
- ⑨ 所得税の還付申告を受ける場合は、振り込み先となる金融機関名と口座番号（本人名義口座）
- ⑩ 住宅借入金（所得）等特別控除（所得税適用）を受ける方は、家屋の登記簿謄本・住民票・請負（売買）契約書、借入金年末残高証明書を持参してください。



国税は電子申告・電子納税の e-Tax で！
さあ、ネットで検索 www.nta.go.jp

税務署員を装った詐欺にご注意を！

最近、税務署員を装い、あたかも税金の還付金があるように電話をかけ言葉巧みに話をもちかけキャッシュコーナーで機械を操作させ、お金を振り込まさせられる被害が増えています。

振り込む前に税務署・第三者・警察などに相談し、被害に遭わないように気をつけましょう。

◆問合せ先：土浦税務署 ☎ 029-822-1100

かざかえしいなりやま

飛鳥時代
権力者の
逸品

風返稻荷山古墳出土遺物が 県指定文化財に



横穴式石室から発見された馬の飾り金具
金銅製のもは県内でも珍しい

平成18年11月16日に風返稻荷山古墳出土遺物74点が茨城県指定有形文化財考古資料第23号に指定されました。

風返稻荷山古墳は、石岡市との境界に近い、かすみがうら市安食字風返に所在する古墳です。周辺には、総数34基（前方後円墳1・帆立貝形古墳1・円墳25・方墳1・不明6）の古

墳があり風返古墳群と呼ばれています。風返古墳群の中で、78メートルという最大規模を誇るのが風返稻荷山古墳で、さらに唯一の前方後円墳となる盟主的な存在です。

風返稻荷山古墳は、昭和39年に日本大学考古学会によって発掘調査が行なわれ、括れ部に箱形石棺、後円部下に横穴式石室が発見されました。そこには、馬具や遣隋使を通して高まる日常や仏教儀礼に使用される銅鏡、さまざまな飾りを施した刀、鉄製の鉾、弓などの武器類なども副葬されていました。これらの豊富な遺物は、風返稻荷山古墳の被葬者が大和政権との太いパイプを保持した存在であると共に、東国を代表する権力を認められた人物像を物語っています。

今後は、順次、郷土資料館常設展示室3階にて公開していく予定です。



東海地方で生産された須恵器

★茨城県知事賞

《書の部》「和歌 六首」
川井すみさん（稲吉）

万葉集の和歌を見事な書で記した川井さんの作品は、茨城県知事賞に輝きました。



ふるさと美術展
第20回茨城県

「準備して 避難経路と あなたの心」



★優秀賞
小野百合絵さん
（千代田中学校）

山地防災対策の促進を図るため行なわれたキャンペーンの関連行事として実施された（社）日本治山治水協会主催のコンクールにおいて、見事受賞されました。

山地災害防止
標語コンクール

平成19年度食料品消費モニター募集

- ◆業務内容 アンケート回答、意見・要望報告、研修会などへの出席
- ◆募集人員 県内23人(結果は4月上旬頃通知)
- ◆任期 依頼日～平成20年3月31日
- ◆応募資格 ①20歳以上、②国、地方公共団体の議員または職員以外、③他の食生活モニターの予定無し、④原則として平成18年度食料品消費モニターでない方
- ◆謝金 謝礼あり(金額未定)
- ◆応募締め切り 2月28日(水)(当日消印有効)
- ◆応募方法 往復はがきまたはメールに次のことを記載し送付してください。
①郵便番号、②住所、③氏名、④年齢(平成19年4月1日時点)、⑤性別、⑥職業、⑦電話番号、⑧簡単な応募動機
- ◆申込・問合せ先
〒310-0061 水戸市北見町1-9
茨城農政事務所消費生活課消費経済係 青木
☎029-221-2185
メール monitor_shousei@kanto.maff.go.jp

自衛官募集説明会を開催します

- ◆種目 2等陸・海・空士(3・4月入隊)
- ◆日時 2月13日(火)10:00～12:00
- ◆場所 千代田庁舎1階出入りロビー
- ◆対象者 18歳～27歳未満の男子
- ◆問合せ先 自衛隊茨城地方協力本部
土浦地域事務所 ☎029-821-6986
HP <http://www.ibaraki.plo.jda.go.jp>

女性の生き方・働き方セミナー開催

- 女性の方を対象に女性のためのセミナーを開催
- ◆日時 2月17日(土)13:30～15:00
 - ◆場所 つくば国際会議場
 - ◆テーマ 仕事探しのヒントと面接のポイント
 - ◆講師 就職ジャーナリスト 岡本武史氏
 - ◆申込・問合せ先 茨城県女性青少年課
☎029-301-2178

食の安全に関する意見交換会を開催

- ◆日時 2月14日(水)14:00～16:00
- ◆場所 阿見町総合保健福祉会館(さわやかセンター)阿見町阿見4671-1
- ◆テーマ 食品の残留農薬を考える!
- ◆講師 (株)食品科学広報センター
代表 正木英子氏
- ◆定員 先着150人(入場は無料)
- ◆申込方法 電話またはFAXで、氏名、性別、年齢、住所(市町村名のみ)、電話番号をご連絡ください。
- ◆申込・問合せ先
茨城県土浦保健所 監視指導課 食品担当
☎029-821-5395、FAX 029-826-5961

ひきこもり家族教室を開催

- ◆日時 2月14日(水)13:30～
- ◆内容
①講演「ひきこもりの親の会の立場から」
講師 志賀伸三郎氏(つくば子どもと教育相談センター親の会「里芋の会」代表)
②ひきこもり支援を行なっているNPO法人などによる個別相談会(先着8人)
- ◆場所 土浦保健所 2階大会議室(入場無料)
- ◆対象 ひきこもり状態にある方を抱える家族など、精神保健福祉相談などにかかわる方
- ◆申込方法 2月7日(水)までに電話で申し込みください。
- ◆申込・問合せ先 茨城県土浦保健所
保健指導課 鈴木 ☎029-821-5516

11月号の訂正とお詫び

14ページ「秋の読書週間 優秀作品を表彰」
中の「小・中学生の部」

・【標語の部】

(美並小) 誤：田所茜 正：田所茜寧
(下稲吉小)

誤：高信有香理 正：高信有香里

・【ポスターの部】

(志筑小) 誤：中島麻衣 正：中島真衣

ひとり親家庭の新入学児童へ

- (社)茨城県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)で、平成19年度小学校に入学されるお子さんに入学祝品(学用品)を差し上げます。
希望される保護者の方は、2月7日までに子ども福祉課へ申し込みください。
- ◆申込先 子ども福祉課 ☎内線1138
 - ◆問合せ先 茨城県母子寡婦福祉連合会
☎029-221-7505

行政書士会無料相談会を開催

- ◆日時 2月18日(日)13:00～16:00
- ◆相談会場 中央出張所(働く女性の家)
- ◆相談内容 相続・遺言、法人設立、営業許可に関する事、農地転用許可、帰化・永住・在留資格変更、事実証明に関する事など
- ◆問合せ先 茨城県行政書士会県南支部
☎029-823-3233

国民年金 news

新成人の皆さん、国民年金の加入手続きをしましょう

- ◎保険料を納付する義務と年金を受け取る権利
国民年金は、国が責任を持って運営する公的年金制度です。日本国内に住所がある20歳から60歳までの方は、国民年金に加入し、保険料を納付する義務があり、老後などに年金を受け取る権利があります。
- ◎思いがけない人生のサポートをします
国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったり、18歳未満の子を残して、父親が亡くなった時にも支給され、思いがけない人生の「万一」をサポートしています。
- ◎収入が少ない場合は猶予・免除申請を
学生で収入が少ないため保険料の納付ができない場合など、申請による保険料猶予・免除があります。申請を行わないと、万

税理士会無料税金教室を開催

- ◆日時 2月2日(金)
第一部=10:00～12:00
「年金所得者の確定申告書の書き方」
はじめて年金をもらう方対象
(退職金は対象外)
第二部=13:30～15:30
「中途退職者の確定申告書の書き方」
昨年中途で退職し、年末調整を受けていない方対象(退職金は対象外)
- ◆場所 税務相談所(土浦市民会館隣)
- ◆申込方法 往復はがきに氏名・住所・電話番号・年齢を記入し、下記へ送付ください。
〒300-0052 土浦市真鍋2-5
関東信越税理士会 税務相談所
各回定員20人になり次第締め切りとなります。返信用はがきで1月29日頃までにご連絡します。
- ◆問合せ先 関東信越税理士会 土浦支部
☎029-824-5055

のときに障害年金を受け取れないなど思わぬ事態を招きますので忘れずに申請してください。

- ◎第一号～第三号被保険者(加入手続き場所)
・第一号被保険者=自営業者、学生など(市役所)
・厚生年金や共済組合に加入すると同時に第二号被保険者になる方=サラリーマン、公務員(厚生年金保険などの加入手続きにあわせて行ないますので、個別の手続きは必要ありません)
・第三号被保険者=第二号被保険者に扶養されている配偶者(配偶者の勤務先など)

- ◆問合せ先
土浦社会保険事務所 ☎029-824-7121
国保年金課 ☎市役所内線2329